

被災地以外からの労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準 Q&A

項番	質問事項	回答	備考
1	本運用規程の対象外となる工事とは、どのような工事か？	対象外となる工事は、運用基準P.1の「1.対象工事」に該当しない工事となります。 例としては、土木工事標準積算基準書(機械編)の諸経費率を適用している工事です。	積算基準書(機械編:IV-1-26)
2	仮設宿舍建設費等は実績変更の対象となるか？	仮設宿舍建設費等は、対象となりません。 【実績変更対象費】 ・営繕費(借上費、宿泊費、労働者送迎費) ・現場管理費(募集・解散費、賃金以外の食事・通勤等に要する費用)	
3	他県企業等の社員を一時的に元請企業の社員とした後に監理技術者等として配置した場合、宿泊費等の経費は実績変更の対象となるか？	対象となりません。 元請企業、下請企業にかかわらず、下記に該当する者は「労働者」とならないため、実績変更対象費の対象となりません。 ・現場代理人 ・主任技術者又は監理技術者 ・「技術関係者」(施工計画書の中の現場組織表に記載されている技術関係者) ・夜警員、倉庫番、食事係、連絡運転手、事務員等	共通仕様書(Ⅲ)P.312
4	被災地以外からの労働者確保が目的のようであるが、対象労働者のうち近隣在住者も実績変更の対象となるか？	今回の運用基準は、積算基準により率計上で積算した金額(共通仮設費率、現場管理費率により算出)では工事の実施が困難な場合に支出実績を踏まえて、実績変更するものです。よって「労働者」は、近隣在住者も含め、すべての者が対象となります。	
5	労働者が対象工事に従事していたかの確認はどのようにするのか？	受注者から提出される証明書類(宿泊等に伴う全領収書、賃金台帳、作業日報、出勤簿、工事別・労働者別の金額計算書等、対象工事に従事していることが分かる資料)により確認します。 証明書類で対象工事に従事したことが確認できない場合は実績変更の対象となりません。	

被災地以外からの労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準 Q&A

項番	質問事項	回答	備考
6	受注者が被災地以外に拠点を置く企業であった場合でも実績変更の対象となるのか？	対象となります。	
7	交通誘導員は本運用の対象となるか？	対象となります。 (H28.5.31以前に入札公告した土木工事もしくは建築工事) 「宿泊費」、「送迎費」が伴う場合は、現場管理費の「募集解散費」に計上することになります。 ※交通誘導員については、通常「安全費」に労務賃金のみ計上することとなり、労務管理費(交通誘導員設置に伴う「宿泊費」、「送迎費」)は現場管理費に計上することになっております。 (H28.6.1以降に入札公告した土木工事) 「宿泊費」、「送迎費」は共通仮設費の営繕費に計上することになります。 ※交通誘導警備員は、H28年度の土木工事標準積算基準書の改正に伴い、労務費を直接工事費に計上することとなったため。	
8	労働者送迎費の確認方法について、送迎の日時、経路等を領収書に記載したもので確認するのか。 また、リース車両とした場合、送迎用に使用した証明はどのようにするのか？	日時、発着場所、燃料消費量、使用車種等が記載された運転日報(集計表)と領収書等で確認します。 また、リース車両についても領収書で確認します。	
9	募集解散費の帰省旅費について、旅行先の分かる領収書により確認することでよいか。 また、解散し次の現場に行く旅費も対象になるのか。	帰省旅費については、旅行先(発着地)の分かる領収書にて確認します。 解散後の旅費については、受注者が手当てもしくは旅費として支払っているのであれば、対象となります。	
10	作業員宿舎をリースした場合に、リース料も対象となるのか？また、その場合の現場までの運搬費についても対象となるのか？	労働者宿舎に係る費用(設置、撤去、運搬等)は“営繕費の建物費”に計上されるため、本運用の適用外となります。	

被災地以外からの労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準 Q&A

項番	質問事項	回答	備考
11	対象となる労働者が数件の工事を掛け持ちした場合、どの工事に計上すべきか？	基本的に宿泊に係る手当を支払った会社の工事に計上することになります。 また、同一の受注者で工事が複数ある場合については、当該工事に従事した労働者に係る費用の適切性を証明できる資料(全領収書、工事別、労働者別の金額計算書、出勤簿、賃金台帳等)により確認することになります。	
12	毎週末、自宅に帰省する労働者に対し、元請が実費用(公共交通機関利用の場合は領収書・自家用車による場合は燃料代等)に応じて支給した手当は、対象となるのか？	労働者の住居から会社又は現場までの交通機関等の実費用について、実際に支払った費用が確認できれば対象となります。	
13	会社から現場までマイクロバスで現場に行く際に、マイクロバスに同乗している労働者に対して通勤手当を支払っている。この場合、実績変更の対象となるのか？	労働者送迎費のみ対象となります。(別途支給している通勤手当は、二重払いとなることから対象外となります。)	
14	アパート等借上げ時の敷金について、工事完了等に伴い、借家を引上げる際に敷金が返金となった場合、最終的に家主に支払った金額のみが対象となるのか？	借上げ費は、最終的に支払った金額を対象とします。	
15	マイクロバス等で現場に送迎輸送している車両を使って労働者が帰省する場合、実績変更対象費の募集解散費(帰省旅費)として対象となるか？	実費に要する費用(車両損料、燃料費)として、運転日報等を確認のうえ、募集解散費を計上することができます。	

被災地以外からの労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準 Q&A

項番	質問事項	回答	備考
16	現場事務所のリース代(貸しビル含む)又は地代は本運用の対象となるのか？	本運用は、労働者確保に関わる費用が対象となっていることから、「現場事務所の設置撤去、維持修繕に係る費用」及び「現場事務所の借上費用」については対象外となる。	
17	賃貸住宅契約時等に要する仲介手数料、家財保険料、町内会費など、居住するうえで必要とする費用は、支払い事実が確認できる領収証があれば全て対象となるか。	労働者が宿泊する賃貸住宅を契約をするために必要な経費は対象となります。ただし、保険料など中途解約等で返金が伴う場合は確認方法について留意してください。	
18	労働者送迎のための車両をリースした場合その車両の駐車場代は実績変更の対象となるか。	労働者送迎のための必要経費と見なすことが可能です。	
19	受注者がアパート等を借り上げて、一般的な居住に要する備品(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、冷暖房器具、ガスコンロ、寝具等)をリースした場合、その金額は実績変更の対象となるか。	労働者が生活するために、一般的に必要な備品であれば、実績変更の対象となります。ただし、過度な備品や遊興目的品等は対象外となります。	借上費に計上してください。
20	受注者が借り上げたアパートにて発生する動水光熱費(電気、ガス、水道、灯油等)は、実績変更の対象となるか。	労働者が生活するにあたり発生するものであるため、実績変更の対象となります。ただし、労働者以外が生活し、発生した動水光熱費は対象外となります。	宿泊費に計上してください。

被災地以外からの労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準 Q&A

項番	質問事項	回答	備考
21	会社で長期間にわたり宿泊施設を作業員宿舎として借上げた場合、借上費は実績変更の対象となるか？	該当する工事で使用した期間の借上費を実績で計上することができます。 ただし、当該工事に従事した労働者が工事期間に居住していた証明書類が必要になります。	
22	証明書類として提出する領収書は「原本」とされていますが、領収書原本は支払った会社の会計上及び税務調査上、その会社での保管が必要なもので、提出する証明書類はコピーでは不可でしょうか。	原本の提出が困難な場合、発注者に原本と写しを提出し、発注者が照合、確認を行った上で原本を返却します、	
23	借上げ地代を銀行振り込みで支払っている場合、添付する領収書は、銀行振込領収書のコピーでは不可でしょうか。	原本の提出が困難な場合、発注者に契約書と振込領収書の原本と写しを提出し、発注者が照合、確認を行った上で原本を返却します。	
24	労働者送迎費の車両燃料費は、契約スタンドに給油車両全ての1カ月分を纏めて支払うことが多く、給油時の領収書はありません。スタンドからの請求内訳書により、対象金額を算出したものを添付する方法では不可でしょうか。 また、燃料費だけではなく、法定点検料・整備料、冬期用タイヤの購入費等は対象とならないでしょうか。	車両燃料費については、請求内訳書により対象となる車両番号を確認します。 法定点検料、整備料、冬期用タイヤの購入費等については、使用する車両が労働者送迎のみに使用するであれば計上することは可能です。	
25	労働者送迎費の車両損料について、1台当り15人を超える車輛の損料はどうなりますか。	損料算出計算書等を提出し、受発注者の協議により決定します。	

被災地以外からの労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準 Q&A

項番	質問事項	回答	備考
26	食事費及び食事補助費について、所定労働時間を超える作業をする場合に適用されるとありますが、会社規定の休日出勤(土曜日、日曜日、祝祭日等)作業は対象となりますか。	食事及び食事補助費については、現場条件等の理由により、受発注者の協議において通常勤務すべき時間帯(8時～17時)を超えて作業を計画することとなった場合に適用するものであり、土木工事積算基準上の割増賃金を適用した場合に対象となります。	
27	通常諸々の支払いは税込で行われ、領収書も税込で発行されるものです。税額が記載された領収書は、税抜き額が算定できるので、それでは不可でしょうか。 また、税額が記載されない領収書の場合、税抜き額を算出し、領収書にその旨を書き加えるか、税抜き額が記載された請求書を添付することで不可でしょうか。	領収書に税抜金額を書き加えるか、税抜額の算出計算書を添付してください。	
28	宿泊費は、通常一定期間に宿泊した全員分の請求を受け、纏めて支払うものであり、宿泊労働者個々に領収書を発行してもらうものではありません。宿泊先から提出される請求内訳書により、対象金額を算出したものを添付する方法では不可でしょうか。	宿泊者別に宿泊料、食事代等が確認できる内訳書と提出し、対象額を確認します。	
29	受注者より実績変更の請求があった場合について、受注者からの請求が共通仮設費(宿泊費)のみであっても対象として宜しいでしょうか。	「共通仮設費」及び「現場管理費」の片方のみを請求しても対象となります。	
30	下請業者が建設した仮設宿舎(組立式プレハブ)を長期にわたり借上げしている場合、借上費として計上できるか。	労働者宿舎に係る費用は、“営繕費の建物費”に含まれているため、左記の場合の借上げ費は本運用の対象外となります。	

被災地以外からの労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準 Q&A

項番	質問事項	回答	備考
31	下請け業者が建設した仮設宿舎に一般的な備品をそろえ、食事も提供する形式の場合、下請業者の請求書と領収書により宿泊費として計上できるか。	労働者宿舎に係る費用は、“営繕費の建物費”に含まれているため、左記の場合の宿泊費は本運用の対象外となります。	
32	労働者送迎費について、購入車の場合対象となるでしょうか。 また、車税や保険料は対象となりますか。	購入車の購入費は対象となりません。 車税や保険料も対象となりません。 労働者を送迎した費用は対象となります。	
33	賃金以外の食費として補助対象となる範囲を教えてください。	運用基準7(6)により、適用となるのは下記の場合です。 ・当該工事の特記仕様書において、所定労働時間を超える作業であると明記されている工事 ・協議において、所定労働時間外の作業を行うこととなった場合	
34	募集に要する費用は、ハローワークや新聞に掲載する広告等も含みますか。	対象となります。 証明書類として下記を提出ください。 ①領収書の「原本」 ②広告内容の分かる資料(新聞の写し等)	
35	募集に要する費用について、「面接者の交通費」及び「募集者が出向く場合の交通費」は対象か。 また、募集・解散費の上限はあるか。	「面接者の交通費」及び「募集者が出向く場合の交通費」は対象となりません。 また、募集・解散費の請求額の上限はありません。	

被災地以外からの労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準 Q&A

項番	質問事項	回答	備考
36	運用基準の「8実績変更対象費(1)対象」に受注者が支出した労働者にかかる費用とあるが、受注者である元請企業のみが対象ということか。	下請も含みます。	
37	「実績については領収書原本により確認」とあるが、領収書のあて先は、下請業者(下請労働者)と思われる。実績による宿泊費を増額した契約変更を締結し、元請業者に支払うこととなるが、宿泊費相当額が下請業者に支払われたことの確認は、どのように行うのか。	下請業者が立替払いした場合、元請業者が下請業者に対し支払ったことが確認できる書類(受領書、領収書等)及び下請業者が支払った領収書等原本により確認します。	
38	実績変更分にも請負率をかけるのか。	請負率をかけます。	
39	2次下請、3次下請の業者が宿泊した場合は、対象となるか。対象となる場合の確認方法は。	対象です。一次下請けと同様の確認方法となります。	
40	宿舍のための住居を借り上げる場合、賃貸料、礼金、仲介料、火災保険、駐車場代は対象となるか。	賃貸料、礼金、仲介料、火災保険については、作業日報等により作業員が対象期間当該工事に従事していたことが確認できれば対象とする。 ただし、火災保険については、工事完成時に解約し返戻金が発生する場合には、その費用は対象外となる。 また、駐車場代は対象外。	

被災地以外からの労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準 Q&A

項番	質問事項	回答	備考
41	<p>会社(盛岡)に労働者3名が参集し、会社の車両で宿舍(宮古市/賃貸)に移動し、同車両で宿舍と現場の移動も行う場合、</p> <p>①会社～宿舍(帰省/週1回程度) ②宿舍～現場(毎日) の往復の燃料費は対象となるか。</p>	<p>①会社～宿舍分は募集及び解散費の対象となる。 ②宿舍～現場分は労働者送迎費の対象となる。 どちらの場合も、日時、発着場所、燃料消費量、仕様車種等が記載された運転日報を提出すること。</p>	
42	<p>関連会社所有の現地一戸建てを借上げて下請業者に使用させたい。 本件の実績変更対象については「労働者に係る費用」で肉体的・技能的労働者であるが下請には監督(又は親方など)も含まれると想定されるが、このような戸建借上げの費用は全額対象となるか。 また、家賃は実質元請が負担するが、この場合の領収書は関連会社から元請宛てでいいか。</p>	<p>県で定めている「労働者確保に要する共通費の実績変更の運用基準 7実績変更対象費(1)対象」では、「労働者」が対象となっています。 「社員等従業員(施工計画書の現場組織表に記載される技術関係者)」が利用する場合は、対象外となります。 また、「借上費」については、元請業者が賃貸物件(一戸建住宅等)を賃貸した費用等を負担し、「労働者」が利用する場合は対象です。 対象費は、元請業者が費用負担した証明書類により実績変更することとなります。</p>	
43	<p>労働者に旅費や宿泊費以外に、出張手当を支給している場合、実績変更の対象となるか。</p>	<p>労働者の出張については、労働者確保の目的外であるため対象外となる。 ただし募集等で労働者確保に資するもので必要なものは対象となる。</p>	
44	<p>労働者の「赴任手当て」、「帰省旅費」において「労働者の所在地が分かる資料を添付すること(免許証、社員証の写し)」とありますが、技能講習修了証の写しでもよいのか。</p>	<p>技能講習修了証の写しでも構いません。</p>	
45	<p>労働者の赴任手当て、帰省旅費や通勤等に要する費用の証明書類としてガソリン代等の領収書を添付する際に、金額は税抜きとありますが、軽油税の取り扱いはどうなりますか(軽油税は消費税がかからない)。</p>	<p>支払った軽油代(消費税・軽油引取税込)を当初契約時点の消費税率で割戻した金額を税抜の請求金額としてください(小数点以下切捨て)。</p>	

被災地以外からの労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準 Q&A

項番	質問事項	回答	備考
46	下請業者が自社の作業員宿舎を設置し、1泊当たりの宿泊費を設定しています。下請業者から宿泊費が請求されますが、実績変更の対象となりますか。	実績変更の対象となる間接費は、労働者が、旅館、ホテル等、旅館業を営む者の宿泊施設に宿泊した場合に要した費用としており、元請業者あるいは下請業者が設置した作業員宿舎の費用については実績変更の対象外としています。	
47	下請ではない会社が宿泊施設を運営管理している場合、この施設に宿泊した場合に要した費用は、実績変更の間接費として認められるでしょうか。	旅館業法に基づく旅館業の許可を受けた宿泊施設であれば、実績変更の間接費の対象となります。	
48	「現場事務所建設」、「元請技術者用宿舎建設」、「労働者宿舎建設」に係わる労働者の宿泊費を設計変更の対象としてみて良いか。	間接費(現場事務所建設、元請技術者用宿舎建設及び労働者宿舎建設)に係る工事に伴う労働者の宿泊費については、間接費の実績変更の対象とはなりません。 労働者宿舎建設に係る労働者の宿泊費については、労働者宿舎を建設する業者の見積りの中に含まれています。	
49	労働者確保に要する間接費の実績変更について、休日(土日祝)の宿泊費は対象となるのか。	土曜日、日曜日又は祝祭日等に関わらず、当該工事に従事する労働者の労働時間等に対して、宿泊することが妥当であると客観的に判断できる場合対象となります。 受注者から提出される妥当性を証明する資料(労働者の所在地が分かる資料、作業日報、出勤簿等)により確認して、個別に判断します。 ※対象となる例: ・1週間に1日又は2日の休日を、帰省せずに宿泊 ・祝祭日の勤務のための前夜(休日の日曜日)からの宿泊 ・夜間勤務による翌朝(休日の土曜日)までの宿泊	
50	労働者確保に要する間接費の実績変更について、休日(土日祝)の宿泊費は対象となるのか。	土曜日、日曜日又は祝祭日等に関わらず、当該工事に従事する労働者の労働時間等に対して、宿泊することが妥当であると客観的に判断できる場合対象となります。 受注者から提出される妥当性を証明する資料(労働者の所在地が分かる資料、作業日報、出勤簿等)により確認して、個別に判断します。	

被災地以外からの労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準 Q&A

項番	質問事項	回答	備考
51	遠隔地から労働者を通勤させている場合、会社から通勤手当として「時給に1.20倍等割増をかけて、通勤に要した時間分の金額」を支給している。この場合に、労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準の「通勤等に要する費用」として計上して良いか。	運用基準においては「通勤等に要する費用」については、「交通機関等の実費費用に応じて支給される手当」「旅費の支弁に当たる手当」とされており、御質問の内容は一般的には残業手当と理解されることから、本運用基準において実績計上することはできません。 なお運転者分の賃金と車両損料、車両燃料費は本運用基準における労働者送迎費にて計上できるものと考えられます。	
52	遠隔地から労働者を通勤させている場合、通勤に要する高速道路料金は、実績変更の対象となるか。	「労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準」8(7)通勤等に要する費用の1に該当するため、実績変更の対象となります。	